算式の符号

D　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第４号）第31条の規定によつて当該都道府県に対して前年度の５月、８月、11月及び２月に譲与された特別法人事業譲与税の額の合算額

E　前年度における令和８年改正前の省令第28条の３の額

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条　地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第二条に係る額の合算額に〇・八六三を乗じて得た額とする。

（石油ガス譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の二　石油ガス譲与税の基準税額は、石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第百五十七号）第三条の規定によつて当該都道府県に対して前年度の六月、十一月及び三月に譲与された石油ガス譲与税の額の合算額に〇・九九七を乗じて得た額とする。

（自動車重量譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の二の二　自動車重量譲与税の基準税額は、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）第一条の規定によつて自動車重量譲与税を譲与されるべき都道府県について、同法第三条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された自動車重量譲与税の額の合算額に一・〇三七を乗じて得た額とする。

（航空機燃料譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の三　航空機燃料譲与税の基準税額は、航空機燃料譲与税法第二条の二の規定によつて航空機燃料譲与税を譲与されるべき空港関係都道府県について、二、九〇〇、〇〇〇千円を航空機燃料譲与税として譲与されるべき額として総務大臣が通知した率によつて按分した額とする。

（森林環境譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の四　森林環境譲与税の基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　三、三五〇、〇〇〇千円に百分の五十五を乗じて得た額を都道府県譲与基準面積によつて按分した額、三、三五〇、〇〇〇千円に百分の二十を乗じて得た額を都道府県譲与基準従業者数によつて按分した額及び三、三五〇、〇〇〇千円に百分の二十五を乗じて得た額を都道府県九月譲与基準人口によつて按分した額の合算額

二　三、三五〇、〇〇〇千円に百分の五十五を乗じて得た額を都道府県譲与基準面積によつて按分した額、三、三五〇、〇〇〇千円に百分の二十を乗じて得た額を都道府県譲与基準従業者数によつて按分した額及び三、三五〇、〇〇〇千円に百分の二十五を乗じて得た額を都道府県三月譲与基準人口によつて按分した額の合算額

第二節　市町村分

（市町村民税の基準税額の算定方法）

第三十一条　［略］

［２　略］

３　所得割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただ

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条　地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第二条に係る額の合算額に〇・九七二を乗じて得た額とする。

（石油ガス譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の二　石油ガス譲与税の基準税額は、石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第百五十七号）第三条の規定によつて当該都道府県に対して前年度の六月、十一月及び三月に譲与された石油ガス譲与税の額の合算額に〇・九三七を乗じて得た額とする。

（自動車重量譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の二の二　自動車重量譲与税の基準税額は、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）第一条の規定によつて自動車重量譲与税を譲与されるべき都道府県について、同法第三条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された自動車重量譲与税の額の合算額に一・〇三一を乗じて得た額とする。

（航空機燃料譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の三　航空機燃料譲与税の基準税額は、航空機燃料譲与税法第二条の二の規定によつて航空機燃料譲与税を譲与されるべき空港関係都道府県について、二、八九九、九八〇千円を航空機燃料譲与税として譲与されるべき額として総務大臣が通知した率によつて按分した額とする。

（森林環境譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の四　森林環境譲与税の基準税額は、森林環境税法第二十九条の規定によつて森林環境譲与税を譲与されるべき都道府県について、同法第三十条の規定により前年度の九月及び三月に譲与された森林環境譲与税の額の合算額に一・〇九七を乗じて得た額とする。

第二節　市町村分

（市町村民税の基準税額の算定方法）

第三十一条　［同上］

［２　同上］

３　所得割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただ